東電旧経営陣無罪 原子力ムラ擁護の判決だ

原子力ムラに寄り添った判決と断じざるを得ない。

2011年3月に起きた東京電力福島第1原発事故を巡り業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の旧経営陣3被告に、東京地裁が無罪の判決を言い渡した。事故回避のために原発を止める義務を課すほどの大津波の予見可能性はなかったと判示した。

避難者が集団で国や東電に損害賠償を求めた民事訴訟では、津波を予見でき事故を回避できたとする判決が多い。

刑事裁判では過失立証のハードルが高い。そうだとしても、未曽有の被害をもたらした原発事故で 誰も刑事責任を負わないのは納得し難い。

国は「絶対安全」と強調し、各地で原発の設置を推進した。万全の用意があって初めてそう言える。現実には、「絶対安全」だから最高水準の対策は不要という、倒錯した理屈がまかり通った。

原子力政策を所管する経済産業省、原発を運転する東電など、産官学から成る原子力ムラは本来、 原発事故に対して連帯して責任を負わなければならない立場にある。規制等を担う国と東電は「共 犯」関係にあったと言えよう。

「事故が起きないように、また起こったとしても人体や環境に悪影響をおよぼさないよう、何重にも対策が取られています」「大きな津波が遠くからおそってきたとしても、発電所の機能がそこなわれないよう設計しています」

文部科学省と経産省が10年に発行した小学生・中学生向けのエネルギー副読本「わくわく原子力ランド」「チャレンジ!原子力ワールド」に、このような記述がある。

政府は、教育現場を含め、さまざまな機会をとらえて「安全神話」を植え付けようとした。

今回の判決は、自然災害に対し、事故が絶対に起きないレベルの安全性が求められたわけではない 一と指摘している。政府の主張がうそ偽りだったことを改めて浮かび上がらせた。

「あらゆる可能性を考慮して必要な措置を義務付けられれば、法令上は認められた運転が不可能になる」とも判決は断じた。事故当時、「絶対安全」を確保しつつ原発を稼働させることなどできなかったわけだ。ここでも政府の欺瞞(ぎまん)が浮き彫りになる。

起訴状によると、3被告は大津波を予測できたのに対策を怠り、原発事故によって長時間の搬送、待機を伴う避難を余儀なくさせるなどして、44人を死亡させたとされる。

電源設備を高台に移し浸水しないように適切な対策を講じていれば、事故は回避できたはずだ。遺族、被害者の無念はいかばかりだろうか。市民感覚から懸け離れた東京地裁の判決である。

本をただせば、「絶対安全」を掲げて原発建設を推し進めた、政府の国策詐欺同然の手法にたどりつく。原子力ムラの責任を曖昧にしたままでは禍根を残す。